佐賀県指定事業者等のサービス管理責任者等【実践研修】

例外的受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書

年　　　月　　　日

佐賀県知事　様

法人所在地 ：

届出者 法人名称 ：

代表者職・氏名 ：

サービス管理責任者等【実践研修】の受講にあたって必要な実務経験（OJT）について、下記の者が要件①及び②をいずれも満たしているため、届出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 生　年　月　日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 個別支援計画(原案)の作成  までの一連の業務(要件①)  に従事した施設・事業所 | 事業所番号： |
| 施設・事業所名： |
| 個別支援計画(原案)の作成  までの一連の業務(要件②)  を含んだＯＪＴ期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日  計【　　　　年　　　か月】  （基礎研修及び相談初任者研修修了後にＯＪＴを実施した期間） |
| 現在従事している業務 |  |

* 実践研修受講に必要な「６か月以上」の実務経験（OJT）とは、**業務に従事した期間が６か月以上**で

あり、かつ、**実際に業務に従事した日数が９０日以上**であること。

**要件➀**　**基礎研修受講時に既に**サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置に係る**実務**

**経験（相談支援業務又は直接支援業務３～８年）を満たしている。**

**要件➁**　障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務に従事**する。

◆ 個別支援計画の作成の業務については、十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね

**計１０回以上** 行うことを基本とする。

【具体的には以下のいずれかのとおり】

ａ. サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの

一連の業務（※）を行う。

（※） 利用者への面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理

責任者等が開催する個別支援会議へ参加する等。

ｂ．やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責

任者等とみなして従事し、個別支援計画作成までの一連の業務（アセスメント、計画原案作成、支

援会議への参加、利用者等への説明・計画書交付、計画の見直し等）を行う。

|  |
| --- |
| 受付印 |
|  |

この様式は、**実践研修の受講申込みまで**に佐賀県障害福祉課へ届出してく

ださい。

≪留意事項≫

本届出書記載内容に相違がないことを確認するとともに、記載内容を証明

する資料を適切に保管し、県障害福祉課から求めがあった場合には、速や

かに確認資料等を提出してください。

本届出書へ虚偽記載等の不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の

指定取消の可能性があります。

サービス管理責任者等【実践研修】

例外的受講にかかる確認書

和年　　月　　日

佐賀県知事　様

法人所在地　：

法人名称　：

代表者職・氏名　：

届出書記載の実践研修受講者について、下記の項目に該当していることを確認しました。

また、届出書の記入内容に事実との相違があった場合、佐賀県サービス管理責任者等実践研修を受講できないことがあることや、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できないことがあることについて、了承します。

|  |  |
| --- | --- |
| **□** | **実践研修受講者は、届出書記載の施設・事業所に配置されている。**  ○ 勤務年数　　　　年　　　　か月(届出時点） |
| **□** | **実践研修受講者は、サービス管理責任者等基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者又は児童発達支援管理者としての実務経験（３年～８年）を満たしている。**  ○ 実務経験年数　　　　年　　　　か月(基礎研修受講時点） |
| **□** | **実践研修受講者は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修を修了し、修了証の交付を受けている。**  ○ サービス管理責任者等基礎研修　　修了日　　　　年　　　月　　　日（Ａ）  ○ 相談支援従事者初任者研修　　　　 修了日　　　　年　　　月　　　日（Ｂ） |
| **□** | **実践研修受講者は、（Ａ）と（Ｂ）を比較し、いずれか遅い日の翌日から実践研修開始日までの間に、６か月以上個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行っている**。  ※ みなしサービス管理責任者等については、個別支援計画作成までの一連の業務。 |
| **□** | **実践研修受講者は、ＯＪＴ期間において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務実績が概ね「10件以上」ある。**  ※ みなしサービス管理責任者等については、個別支援計画作成までの一連の業務。 |

※ 該当する項目に